

## 県民活動の促進に向けた仕組みについて

### 1 目的

地方分権の時代にふさわしい元気で魅力あふれる県づくりを進めるためには、県民が県民活動を通じて、自主的かつ主体的に、それぞれの個性に応じた役割を果たしていくことが重要となっている。

このため、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動などの県民活動に多くの県民が参加し、活発に活動が展開できるよう、こうした取組みを促進するとともに、県民活動団体と行政との「協働」を推進するために必要な仕組みを整備した。

### 2 県民活動促進の仕組み

#### (1) 山口県県民活動促進条例の制定

県民活動を促進する上での基本理念及び施策の基本となる事項を定めた「山口県県民活動促進条例」を制定している。

#### (2) 山口県県民活動審議会の設置

県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議を目的として、「山口県県民活動審議会」を設置している。

〔開催状況〕

平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民活動促進基本計画策定等に関する審議</li> <li>・全体会議を3回開催、基本計画検討委員会を4回開催</li> </ul>
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民活動促進基本計画に基づく事業展開（県民活動白書、タウンミーティング、支援センターのあり方、協働ガイドラインの策定）等に関する審議</li> <li>・全体会議を4回、基本計画検討委員会（横田山口大学助教授が委員長）を2回開催</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民活動白書の作成、県民活動促進事業に係る諸行事、支援センターのあり方等に関する審議</li> <li>・年間4回開催</li> </ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民活動白書の作成、県民活動促進事業における諸行事、支援センターのあり方(指定管理者制度)等に関する審議</li> <li>・年間4回開催</li> </ul>

### (3) 山口県県民活動促進基本計画の策定

県民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成14年度から22年度(20年度以降の施策については、見直し予定)を計画期間とする「山口県県民活動促進計画」を策定している。

この計画では、次の3つの基本方針のもとに施策をすすめ、県民と行政・事業者との協働により県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会をめざしている。

県民参加のための環境づくり

自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり

県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり

### (4) 「やまぐち県民活動きらめき財団」の設立

県民活動を幅広く支援する中核的拠点として、ボランティア振興財団を改組し、「財団法人やまぐち県民活動きらめき財団」を設立している。

本財団では、基本財産の運用果実のほか、きらら博の剰余金5億円を充当し、県民活動団体への助成事業等を実施している。

### (5) 「やまぐち県民活動支援センター」の設置

県民活動に関する情報提供や相談受付等、県民活動の支援窓口として、平成11年10月から公設・公営の形態により事業を開始した。

平成14年4月からは、管理運営を「やまぐち県民活動きらめき財団」に委託(このうち運営部分はNPO法人に再委託)し、民営化した。

民営化により、利用者も増加傾向を示しており、こうした効果を一層高めるため、平成18年度からは、指定管理者としてNPO法人に管理運営を委ねている。

### (6) 県民活動促進期間の設定

毎年、期間を定めて、県、市町村、事業者、県民活動団体が相互に連携して県民活動に対する意欲を高めるための重点的な取組を推進している。

[17年度の取組]

10月1日から11月6日までを県民活動促進期間として設定し、次の事業を実施。

県民活動パワーアップ賞の授与

県民活動キャンペーンの実施

ア 県民活動促進のための普及啓発事業の実施

イ 県民活動情報交換会の開催

ウ 県民活動に関するフォーラムの開催

(7) 「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の作成

県民活動団体との協働を進めるための環境づくりの一環として、行政職員の協働に関する理解を深めるため、「県民活動団体との協働に関するガイドブック」を作成している。

〔特色〕

「協働」の基本的考え方を記述

本県における協働の推進方針を明示

協働の具体的進め方を詳述し、事業フロー図を加えてわかりやすさに配慮

協働の事業形態を6つに整理し、留意点等を説明

協働事業の評価方法を説明

(8) 県民活動白書の刊行

毎年、県議会に対し、県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するとともに、これを「県民活動白書」として公表している。

(9) 県民活動推進本部の設置

県民活動に関する施策を全庁において総合的、効率的に推進するため、関係部局長で構成（本部長：知事）する県民活動推進本部を設置している。

3 取組みの成果

県民活動の促進に向けた仕組みのもとに幅広い施策に取り組んだ結果、これまでに250を超えるNPO法人が設立され、また、県民活動支援センターへの登録団体数は、800団体に迫っており、子育て支援活動、里山再生活動、美術館ボランティア等、個性にあふれた多様な活動が県内各地域で展開されつつあるなど、県民活動の裾野は着実な広がりをみせている。

今後は、県民活動団体の一層の発展を図り、行政とのパートナーシップを強めながら、協働に積極的に取り組むなど、県民活動団体の能力が効果的に発揮できる環境づくりが重要となっている。